

# 各種証明書の手数料と請求方法について

～10月1日から手数料が変わります！～

## 証明書などの交付手数料の改定について

交付事務処理に要する経費と受益者負担の適正化を図るため、次のとおり住民票などの交付手数料の一部を改定します。10月1日からの交付手数料が変わりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※戸籍全部(個人)事項証明、除籍謄抄本など、料金に変更のないものについては掲載していません。

対象となる証明書など	改定後	対象となる証明書など	改定後			
住民関連	住民票(個人)	1通 200円	住民関連	完納証明書	1枚 200円	
	住民票(世帯)	1通 200円		所在証明書	1枚 200円	
	住民票記載事項証明書	1通 200円		営業証明書	1枚 200円	
	住民票除票	1通 200円		評価証明書(土地・家屋)	1枚 200円	
	印鑑証明書	1通 200円		公課証明書(土地・家屋)	1枚 200円	
	戸籍の附票	1通 200円		資産所有証明書	1枚 200円	
	身分証明書	1通 200円		名寄帳	1枚 200円	
	住民基本台帳の閲覧	1時間 1,200円		地籍図(A3まで)	1枚 200円	
				〃(A3を超えるサイズ)	1枚 400円	
税務関連	納税証明書	1枚 200円	税務関連	固定資産台帳の閲覧	1冊 200円	
	所得証明書	1枚 200円		他	その他の証明書	1通 200円
	課税証明書	1枚 200円				
	非課税証明書	1枚 200円				

## 窓口での各種証明書の請求について

窓口で証明書を請求するときは、必ず本人確認できる書類をお持ちください。運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真が貼付されているものは1点、顔写真が貼付されていない健康保険証、介護保険証、年金手帳などの書類については2点以上お持ちください。

### ★本人確認一覧

1点確認	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど
2点確認	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療費受給者証、児童扶養手当証、預金通帳、学生証、社員証など

また、証明書によって、請求できるかたが異なりますので、下記を参考にしてください。

### 証明書を請求できるかた

【住民票・住民票記載事項証明書・住民票除票】⇒本人または同一世帯のかた  
※親族でも住民票が別(別世帯)の場合や、代理人の場合は委任状が必要です。

### 【印鑑証明書】⇒本人

◎必ず印鑑登録証(カード)が必要です。  
※代理人が請求する場合も印鑑登録証が必要です。委任状、実印は不要です。

【戸籍の附票】⇒本人、配偶者、直系尊属(両親や祖父母)または直系卑属(子や孫)

◎美里町に本籍のあるかたが請求できます。

※本人、配偶者、直系尊属(両親や祖父母)または直系卑属(子や孫)以外のかたが請求する場合は委任状が必要です。

◎戸籍全部(個人)事項証明、除籍謄抄本、原戸籍謄抄本などについても同様です。

### 【身分証明書】⇒本人

◎美里町に本籍のあるかたが請求できます。

※本人以外のかたが請求する場合は、委任状が必要です。

### 【税務関連証明書】⇒本人または同居の親族(個人)、法人の代表者(法人)

※本人または同居の親族以外のかたが請求する場合は、委任状が必要です(個人)。

※代表者以外のかたが請求する場合は、委任状が必要です(法人)。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132  
総務税務課 税務係 ☎76-5131

マイナンバー  
に関する  
お知らせ

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



### 通知カードの再交付申請について

通知カードを紛失してしまった場合などは、役場で通知カード再交付の申請ができます。役場で申請を受け付けたのち、地方公共団体情報システム機構から郵送で通知カードが届きます。申請からお手元に届くまでに2～3週間程度かかりますのでご了承ください。

- 本人が申請する場合に必要なもの……本人確認書類(コピー不可) ★本人確認一覧参照  
※本人以外のかたが申請する場合や、本人が15歳未満の場合は追加の必要書類があります。事前に担当までお問い合わせください。
- 手数料……1件 500円

### 急ぎでマイナンバー(個人番号)を知りたいかた

住民票でもマイナンバーを確認することが出来ます。通常の住民票にはマイナンバーは記載されていません。窓口でお申し出ください。

- 請求できるかた…本人または同一世帯のかた
- 必要なもの……本人確認書類 ★本人確認一覧参照
- 手数料……1通 200円  
※同一世帯以外のかたが申請する場合は委任状が必要です。マイナンバー入りの住民票は、代理人のかたに窓口でお渡しできませんので、本人宛に郵送します。

### 郵送でマイナンバーカードの申請をお考えのかた

通知カードと一緒に送付された、マイナンバーカード申請用の封筒はこれまで切手不要でしたが、有効期限が「平成29年10月4日」までとなっています。この日以降に郵送にてマイナンバーカードを申請するかたは、封筒に切手を貼って出してください。

※パソコンやスマートフォンでのマイナンバーカード申請はこれまでと変わりません。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132